

現代市民社会論の源流

―高島善哉の「市民制社会」概念―

渡辺雅男

はじめに

本稿は高島善哉の「市民制社会」概念を通して、わが国における市民社会論の源流を訪ね、併せてその現代的発展の可能性をさぐる一試論である。

一九九〇年に八五歳でその生涯を閉じた高島善哉（一九〇四―一九九〇）は、その長かった研究生生活の最後の約一〇年を「市民制社会」概念の彫琢に賭けた。^①この耳慣れない概念は、一九八一年に刊行された『社会科学の再建―人間と社会を見直す目』（新評論、一九八一年）で初めて登場する彼の造語であり、彼がたどり着いた晩年最後の学問的構想を支える柱でもある。そこには、資本主義か社会主義かという二者択一的思考を排し、しかし両体制概念を視野に収めながら、市民社会という十八世紀の歴史的概念を現代化する学問的意図が込められている。そして、彼の最後の著書である『時代に挑む社会科学』（岩波書店、一九八六年）で、この概念は最終第三部のタイトル（「市民制社会とイデオロギー」）に掲げられ、生産力の近代的体系を総括する意義づけがなされている。^②

高島は、この著書を書き終えたあと、求められて二回の講演を東京神田の如水会館で行い、この概念に込めた彼の社会科学の意図をストレートに語った。その講演記録は、『一橋の学問を考える会』の発行で「大塚金之助先生と一橋の学問」「市民制社会と一橋の学問」という二つのパンフレットにまとめられているが、市販はされなかったため、関係者以外の目に触れる機会はほとんどなかったようである。⁽³⁾ 幸い、現在は他の講演とともにウェブ上で公開されており自由に読むことができる。⁽⁴⁾

本稿では、生前の高島から筆者に手渡されたこの講演記録を手がかりに、上記の課題に迫ってみることにしたい。

一橋の学風と市民社会論

ところで、高島が市民制社会という彼の「造語」を解説するにあたって、自らが親しんだ一橋大学の学風（一橋スピリットと呼び慣わされている）から説き起こしていることは、この講演の大きな特徴である。

そもそも高島が市民制社会という概念にたどり着いた背景には、彼の学問的人生の基礎を形成した大塚金之助（一八九二—一九七七）との若き日の出会いがあり、大塚から受け取った市民社会概念との終生にわたる格闘の歴史がある。⁽⁵⁾ さらにまた、大塚を経て高島に受け継がれた問題意識の流れを包み込む時代背景としての、戦前、とくに関東大震災直後の一橋の学風が存在が重要な意味をもつ。講演の中で、大塚金之助が長期の海外留学から帰国した一九二四年を回顧して、高島は「日本で初めて『市民社会』シビル・ソサエティということを言い出したのは大塚先生です」と断言しているが、大塚が発したこの問題提起を真正面から受けとめたのが高島であり、

それ以降、彼の学問的営為は、戦前、戦後を通じて、ある時はスミスやリストの学説史研究、またある時は価値論、技術論、生産力論、風土論、国家論など、さまざまな経路をたどりながら市民社会論の構築へと向かって進んでいったのである。まさにそれはパイオニアとしての苦闘に満ちた学問的探求であった。大塚が一橋に市民社会論の種を蒔いたとすれば、蒔かれた種を育んだのが高島だったと言えるかもしれない。だが、種蒔く人、育てる人がいても、蒔かれた土壌が痩せていては種は育たない。晩年に至り、その自らの歩みを振り返った高島が市民社会論を育てた当時の一橋の学問的雰囲気を回顧するのは、たんに彼の懐古趣味ではなく、輸入学問である社会科学を日本社会に根づかせるためには学問的風土が決定的な重要性を持つことを高島がだれよりも痛感していたからであろうと、私には思える。

高島は講演の冒頭で「一橋の学風というのとは一体どういふものであるのか」と問いかける。

この問いに答えるため、高島は過去を振り返り、学園の歴史を大きく三つの時期に区分する。すなわち、第一の時期は、東京商科大学に昇格するまでの高等商業の時代（一八七五—一九二〇）、第二の時期は、大学昇格を果たしてから一橋大学に名称変更するまでの東京商大の時代（一九二〇—一九四九）、そして、第三の時期は、それ以後、今日に至るまでの新制大学の時代（一九四九—）である。高島は大学昇格が実現した翌年の一九二一年に予科に入学しているから、それ以降、第二期、第三期をほぼカバーして、合計四十五年の長きにわたる学園生活を送ることになり、「昇格以後のことは大体自分の体で感じを知っておるわけでございます」と言い切れるほど、一橋の学風や歴史を色濃く受け継いでいくのである。

ところで、一橋の歴史における第二期は、二つの世界大戦にはさまれた、世界史的にみても激動の時代であったし、高島が言うように、一橋にとっても「第一に籠城事件があり、第二には白票事件があり、それから東京商

科大学は東京産業大学というふうにな前をかえさせられた、こういう受難の時期、激動の時期だ⁽⁶⁾。ただ、この時代は同時に学風の基礎が据えられた時期でもある。この時期に遭遇したことが高島の学問にとつては決定的な意味を持っている。高島が入学する直前の高商時代の学風とはいえ、「前垂れ学校」「そろばん学校」とも揶揄されたほど、当時のビジネススクールにふさわしく、「非常に実践的でプラグマティック」であり、予科に入学した学生は習字、そろばん、商業英語、簿記を仕込まれ、徹底した実践的教育を施された。だが、こうした古きものを圧倒するかのようになり新しい機運が学生や教員の間に盛り上がっていたのもこの時期の特徴である。念願の大学に昇格した以上、なんとか旧弊から脱して、大学らしい新たな学風を確立しなければいけない、という機運が入学したての学生をも巻き込んで学園の熱気を醸し出していたのである。高島は、当時の雰囲気をつぎのように伝えている。「ど⁽⁷⁾いう大学をつくるか。文化諸科学に関する総合大学をつくらうじゃないか。名前は商科大学であつても、その実質は文化諸科学に関する総合大学。そういうものにしてしようじゃないかという、それでもつて毎日のように討論をしたり、熱弁をふるったり、当時の言葉で言う⁽⁸⁾と喧々諤々という言葉を使いました。そういう⁽⁹⁾気風が学内に充満しておりました。」

時代の流れも幸いした。第一次大戦後の経済好況で経済人、しかも、国際部面で活躍できる経済人が求められていた。このことは、高等商業以来の伝統である「ナショナルであると同時にインターナショナル」たらんとする一橋の学風には強力な追い風となった。そんな中で、「問題は文化諸科学に関する総合大学。これが課題であり、理念であつた」のである。

大塚金之助がドイツ留学から帰ってくるのはその頃である。その年、高島は予科を卒業し、本科に進学する。「当時大塚助教の人氣は圧倒的」だった。「情熱」にあふれ、「思想轉換」の渦中に身を置く「大塚先生の講義

は教室を圧するが如き盛況」となって、若い学生を魅了した。若い高島もたちまちその虜となり、後に福田徳三ゼミを経て大塚のゼミナールに参加する⁽⁸⁾。

さて、高島は大塚から何を学び取ったか。講演の中で高島が大塚から受け継いだテーマを三つに整理している。第一は経済学の社会学化である。高島はゼミに参加した当時の大塚の次のような言葉を伝えている。「大塚先生は……こういうことを言っておりました。経済理論はもっと社会学化しなければならない。それはどういう意味かというと、余り狭い純粋な経済学ではなくて、ことに主観学派のような、ああいう限界効用説とか、限界効用均等の法則とか、消費専門の構え。そういうような見方でもって世の中を見るのではなくて、もっと社会全体の、社会学という言葉を使われたと思いますが、そういう立場でやらなきゃいかん。経済理論の社会学化ということを言われました。これで私はなるほどと思った。いままで限界効用学派ばかり勉強させられていた。」このような体験から、高島は「一生のテーマ」をそこに定め、さらに「経済理論を社会学化することとは一体どういうことであろうか」との自問自答を繰り返し、その結果、たどり着いたのが「生産力の理論」だったのである。そして、これは次の第二のテーマ、市民社会論の重要な柱となる。

高島が大塚から受け取った第二のテーマは「市民社会」である。しかも、マルクス経由の「ビュルガーリヘ・ゲセルシャフト」ではない、「シビル・ソサエティ」としての市民社会である。「日本で初めて『市民社会』シビル・ソサエティということを出したのは大塚先生です。……そうすると大塚先生というのはイギリスのものを第一に勉強したんだと。大塚先生の考え方はイギリスのものが基礎にあつて、そしてドイツへ留学して、ドイツのゲーテであるとか、ハイネであるとか、ベートーヴェンであるとか、そういうものに興味を持つようになった。われわれにはドイツ的な話が非常に多かったのですが、しかし、『市民社会』ということ初めて日本で言い

出された。」それを日本にどう定着させるかが課題となる。高島晩年の「市民制社会」概念はそのために考え出された「学問的なツール」だったのである。

大塚が高島に遺した第三の「遺訓」ないし「教訓」は、「要するに思想という問題」である。「思想」といっても、たんなる、あれか、これかの政治イデオロギーではなく、「われわれの生き方、見方」の重要性ということである。社会科学に裏打ちされた思想、あるいは、思想に裏打ちされた社会科学、そのことの重要性を高島は大塚から学んだ。愛好する虚子の一句にある「貫く棒の如きもの」に、高島は人生を貫く「思想であり、社会観であり、人生観であり、生命観である」ような、ある種の「ガイスト」を託したのである。

二番目の講演「市民制社会と一橋の学問」でも、基調は、大塚から手渡されたこの三つのテーマについての考察である。ただ、より理論的な掘り下げが行われている。ここでも「コンマース・アンド・インダストリー」、「官僚（オフィシャル）に対するシビル」の発想、「軍事的でない人間の生活、物の考え方」、「商工業に従う一般市民の生活態度、感覚」などといった一橋の学風や伝統が強調されているが、とくに学風に関して東大との興味深い対比が行われているので、引用してみよう。「東大あたりではやっぱりポリティカルな面が強く国家、国民を統制する。政治家を養成する。支配する、権威、官僚。こういうような観点が強いんです。だから市民社会とか市民的ということは東大ではなかなか生まれてこないと思うんです。」

国家の指導層を輩出することが帝国大学たる東大の使命であるとすれば、また翻って、「コンマース・アンド・インダストリー、一般の広い意味で町人の世界、これが一橋の元来の出発点である」とすれば、市民社会という一橋的な発想が東大の学風になじまないという高島の指摘は十分に頷ける。事実、戦後にあっても市民運動という領域に「夜店」を出して論文を書く学者は現われたが、少なくとも高島が知るかぎり、東大からは市民社会論

を積極的、本格的に提唱する学者あるいは学問的伝統は生まれなかったようである。西欧の歴史的伝統の上でも、近代の市民社会は国家からの分離と自立の中でその発展を遂げてきたわけであるから、戦前における東大と一橋の、こうした学風の違いは、この当時の日本で市民社会と国家の学問的な（輸入学問である社会科学の受容の仕方を含めて）ではあるとしても）分離と自立が現実をはるかに先取りする形で進行しつつあったことの反映であると考えられるかもしれない。また、これは上からの近代化を余儀なくされた後発国にとって特徴的な知的状況なのかもしれない。高島は、次のように述べている。「明治時代には東大ではどんな経済学が行われたかというところ、ドイツ歴史学派。法律は何が行われていたかというところ、やはり、市民法ではなくしてドイツ的な官僚支配の法律です。憲法もちろんそうですし、民法、その他のものもドイツ的なドイツ法学が非常に流行していた。それから、社会学、その他におきましても、歴史学においてもそういう傾向が強かったのではないかと思うんです。これに反して一橋の場合は、先ほど申しましたような意味で市民的なんです。しかしこの一橋においてさえ市民法とか、市民社会とか、市民的な文学とか、市民的な文化とか、市民音楽とか、そういうものはまだ十分に根付いていたとは言えないと思うんです。そういうときに大塚金之助先生が留学から帰ってきて、そして市民社会ということを言われたのが、新鮮な感情をわれわれに与えたのではないかというふうに思います。そして社会科学、特に経済学というのは『市民社会の解剖の学』であるというこの名文句を引いてわれわれを指導されたというところが一橋の伝統的な本質をずばりと言い当てていたのではないかしらと、こういうふうに思います。」

種は蒔かれた。芽も吹いた。しかし、芽は思ったように伸びない。理由はいくつもある。「市民社会」とときは、単に市民の社会ということじゃないんです。われわれ日本人は、市民社会というと都市の住民が住んでいる社会ぐらいにしか考えないです。シチズンという言葉が根付かない。もしそうならば市民権という言葉が理解で

きなくなる。」市民権とはシティズンシップのことである。シティズンシップが確立することのない戦前の政治社会環境の下では、市民社会など、しよせんは絵に描いた餅である。これは市民という概念に対する世間の無理解のうちにもよく現われており、現在まで続く誤解にも通底している。また、社会と国家についての無理解、社会科学の未成熟という問題も見落とすことができない。市民社会を西欧的なものと誤認する（あるいは、平板な平等社会と誤解する）偏狭な市民社会理解が日本の社会科学の底流にまだ残っていることは、政治学者の石田雄が今日においてもなおこの概念の使用に強く反対していること（後出）のうちに見て取ることができる。

こうした悪条件の中で、高島は市民社会論の土着化をめざす。「私は、西欧市民社会のイギリス、フランス、ドイツのそれぞれの個性を踏まえた上でその個性を一応取り去ると申しますか、共通点だけを取り上げるという意味じゃございません。その西欧市民社会から日本の市民社会というものを考えるために市民制社会という造語を提起したわけです。」

講演の後半で高島は、この市民制社会という造語には二つのねらいが込められていることを語っている。第一は、「啓発的な意味」である。彼は現行憲法を引き合いに出しつつ、それが市民制社会のある種のモデルであると主張する。「実は日本の憲法が、御承知のように、この、私の言う市民制社会の一つのモデルに近い、世界のどこを見てもこういう憲法はない。その憲法の根本理念、憲法の大体のあり方。こういうものが私の言う市民制社会、西欧市民社会の国民的個性を一応取り去って、そこからつくり上げたところの一つの、難しい言葉になりますけれども、理念型と申しますか、マックス・ウェーバーの言う理念型とは違いますけれども、一つの理想像を取り上げてつくり上げてみるのです。実は何のことはない、われわれの憲法がそれと完全に一致するとは申しませんが、もちろん日本的な例外はありますけれど。例えば象徴天皇制なんていうのは市民制社会には入ってくるもの

じゃありませんけれども、しかしそういう理想像にやや近い。これはよその国から持ってきたんじゃない、実は日本自身にあるわけです。しかしよく考えてみれば、これもマッカーサーが持ってきたお土産であるというふうに考えることができるかもしれません。しかしそういうのは現にあるということは事実です。それを見れば、市民制社会というものが、ああこんなものかな、そっくりそのままではないとしてもわかるような気がする。これを市民制社会という言葉で表現して、われわれ日本人にとって理屈なしによりファミリアなものにできるんじゃないか。そういう啓発的な意味を含んでおるわけでございます。これが第一のねらいです。」

戦前に蒔かれた市民社会の種はようやく戦後、現行憲法の下で芽を出し、育ち始めた。こうした認識が高島の中にあつたことは間違いない。

第二のねらいは、西欧各国の歴史的な市民社会という特殊具体例から「生産諸力の体系」という普遍的要素を抽出することである。それにより各国市民社会の特殊歴史的なあり方の背後に潜む共通の普遍的基盤が析出できるはずであり、日本という風土へ市民社会を適用する際の貴重な手がかりがつかめるはずである。高島はそう考えた。「政治、経済、教育、それから諸文化。そういうものの段差を考え、それぞれの、例えば一個の建物を十二階建てとすれば、土台から三階まで、四階まで、五階までというふうにだんだん段差を持ちながら、階段を持ちながら巨大な建物ができ上がっておる。それを生産力の体系と名付けます。生産力の体系、生産諸力の体系、これが市民制社会なんです。イギリス、フランス、ドイツをモデルとして、そこから本質的な一般性を推論いたしますというそういう構図ができ上がる。生産力の体系、システム・オブ・プロダクティブ・パワーズ。これを私は自分の社会科学の一番中心点に据えておるつもりでございます。」

「歴史的な市民社会の根底に普遍的な「生産諸力の体系」が存在することを直感的に把握したことにより、高島

の市民社会論には、あるユニークな展望が約束される。「いままでの社会科学者は、資本主義か社会主義か、あるいは第三の世界か。こういうふうには二つないしは三つに分けてしまうところを、私は、市民制社会というものをまず把握した上で、そしてそれを資本の立場から、企業の立場から、資本主義的な観点から市民制社会を活用していく、利用していくというか、運用するというか、そういうもう一つ高い立場があると思うんです。」

これは、体制と市民社会との関係を示唆するきわめて重要な指摘である。高島の言うように、「生産諸力の体系」をどう運用するか、どう使いこなすか。それが体制の優劣を判断する決め手なのである。「少なくとも十八世紀から十九世紀にかけては、これをもたらししたのは資本の力でした」と高島は言う。資本の文明化作用のことである。ところが、現在、一方で資本主義は行き詰まり（市場の暴走から、環境破壊、自然破壊、そして人間破壊から社会の荒廃やグローバリゼーションの深刻な悪影響に至るまで、枚挙にいとまないほどのシステムの制度疲労が見られる）、他方で社会主義は歴史的退場を余儀なくされている（少なくとも社会主義ないし共産主義は現実的な選択肢であることの意義を失った）。われわれは、どの立場に立って、前の世代から託されたこの「生産諸力の体系」を運用したら（使いこなしたら）よいのだろうか。二十一世紀の課題はここにあり、それはとりもなおさず市民制社会の再認識を行うことである。高島の市民社会論なら将来の社会科学的課題をこのように展望するはずである。

日本における市民社会論の系譜

高島と並んで世間で「市民社会」派としてよく引き合いにだされるのは丸山眞男、大塚久雄、内田義彦、平田

清明である。彼らの議論と高島の市民社会論の違いはどこにあるのだろうか。あるいは、シビルミニマムを説いて市民運動の思想的バックボーンになった松下圭一の議論は高島の議論とどのような関係にあるのだろうか。そもそも彼らは、高島の考えるような市民社会論の提唱者なのだろうか。世間はしばしば彼らを「市民社会」派と一括りにするだけに、この点についての考察が必要である。

世間によるこの扱いに反発するのが、丸山の教えを受けた石田雄である。⁹ 彼はある講演の中で「丸山眞男自身は『市民社会』という言葉をもとんど使っていない」と、いささか衝撃的な発言を行うとともに、ごく稀に使われている場合でも、それは「日本においては典型的な市民社会は存在しない」という「否定的な形」での使用であり、「市民社会」というものは日本には存在する余地がない」と丸山が考えていただけでなく、丸山は「市民社会をつくりだすことを戦後日本の課題にしなかった」とも断言している。そして、「丸山が市民社会という概念を用いなかった」ことの理由は、石田が見るところ、丸山が今日の社会を「大衆社会」ととらえ、「大衆社会化への悲観的な見通しが、丸山に市民社会をつくることを課題として意識させることを妨げた」からではないかと推測している。いずれにしても、石田が言うように「丸山は、等質的な構成分子からなる市民社会という概念を、現実の日本社会の分析枠組としてはもちろん課題としても排除」したことは事実のようであり、また確かなようである。ただ、市民社会に代わる社会の分析枠組みとして丸山が何を手にしているのが問題となる。もし石田が言うように「大衆社会」だと丸山が考えていたのだとしたら、社会科学者の分析枠組みとしてはいささか貧困である。

丸山における社会の分析枠組みの貧困（あるいは不在）という、この憶測には根拠がある。講演での石田の発言を聞いた聴衆の一人である住谷一彦は、「じつはこの問題は、私も以前から考えてみたいと思っていたテーマな

んで」と発言し、次のように続けている。「大塚久雄さんも『市民社会』という言葉あまり使わないんですね。たしかに戦時中の論文に一度『資本主義と市民社会』という章句が出てきますが、それ以外は、戦後直後にいくらか使われたほかは『市民社会』という言葉を使っておられない。それに代わってしばしばでてくるのが、丸山さんの場合は『国民国家』であり、大塚さんの場合は『国民経済』という用語でした。¹⁰⁾」

住谷はその理由として二点指摘する。第一点目はこうである。「丸山さんも大塚さんも、戦前からマルクスの著作をよく読まれています。とくに『経済学批判』などは繰り返し読まれたということですし、なかんずくその冒頭の序文にはいわゆる『唯物史観の公式』が書かれているわけですが、そこでマルクスは、ヘーゲルの『法の哲学』におけるビュルゲルリッヘ・ゲゼルシャフト（市民社会）をその根底まで掘り下げると本質的にそれは資本主義社会だ、というふうにとらえなおしているわけですね。丸山さんも大塚さんもそれはよくご存知ですから、いまさら方法概念のレベルでヘーゲルの市民社会にまで戻るといふ気持ちはもっていませんでした。それがひとつあったのではないかと思います。¹¹⁾」

この指摘は、丸山や大塚を含んで行われていた（と住谷が推測する）戦前戦中の市民社会に対する理解が、往時のマルクス主義者の理解と五十歩百歩であったことを、図らずも露呈させている点で興味深い。当時のマルクス主義者は、市民社会など資本主義社会の虚偽の仮象にすぎないと考え、市民社会概念をその等質性のゆえに拒否した。彼らには階級対立を分析することができる資本主義社会という枠組みだけで十分だったのである。マルクス経由で「ビュルゲルリッヘ・ゲゼルシャフト（市民社会）」を学んだ者の多くが、当時の一面的なマルクス解釈に引きずられて、市民社会論を階級社会論が乗り越えるべきイデオロギー的対立物と理解した。彼らには高島や大塚（金之助）のように、市民社会と階級社会の緊張に満ちた二重構造を近代社会の根底に見るといった方法

態度も、あるいはシビル・ソサエティとしての市民社会概念を「ビュルゲルリッヘ・ゲゼルシャフト（市民社会）」から区別して理解しようとする学風もそもそも受け入れる余地はなかったのである。住谷も石田も、こうした、当時のマルクス主義者と同一レベルに立った「市民社会」理解で上述の推論を行っていることはきわめて特徴的である。だが、翻ってみれば、丸山眞男も大塚久雄もそのようなマルクス主義者ではなかったはずである。

その意味で住谷が指摘する第二の根拠のほうが重要である。「戦前の日本では、社会学はまだ学問の世界では市民権をもっていないませんでした。そして、社会とは何かということについての形式社会学と綜合社会学とのあいだで行われた激しくかつ厳しい学問的な論争を丸山さんも大塚さんも横目で見てこられ、きちんとフォローしておられた。ですから、その『社会』という概念がきちつと提示されなのまま一般的に使われがちな『市民社会』という用語法には抵抗感をもっておられたのではないかと、ふいに私は考えています。大塚さんが以前私に、社会学は結局、現象整理の学になるのではないかと、言われたのを記憶しております。」¹²

この指摘も、よく考えれば奇妙なものである。社会とは何かという本質認識の問題は別に社会学の専売特許ではない。講壇社会学が学問の世界で市民権をもとうが、もつまいが、政治学と経済学は一定の社会認識をそのうちに含んでいなければならない。それが社会科学ということである。社会学の学界事情を口実に、社会の本質認識を回避する政治学者や経済学者がいたとしたら、それは彼らが社会科学者であることを放棄したに等しい。住谷の指摘が正しいとするなら、「市民社会」概念を拒否することの背後に社会認識の貧困ないし不在があるのではないかと考えても、あながち的はずれとは言えないことになる。しかも、皮肉なことに、「市民社会」に代わってもちだされる「大衆社会」もしよせんは「現象整理」の概念でしかない。なぜなら「大衆社会」という発想それ自体、現代社会の直感的で表象的なイメージ（それはしばしば「大衆社会状況」という名で語られる）に訴える

ことで説得力を獲得したにすぎないからである。

だから、丸山眞男や大塚久雄を市民社会論者とみなすことには重々慎重たるべきである。むしろ、丸山眞男や大塚久雄を市民社会派という世間の誤解から救い出そうとした石田や住谷の主張の方が、たとえそこでの「市民社会」理解にどれほどの問題が含まれていたとしても、正しいと言えるだろう。では、丸山眞男や大塚久雄を市民社会派に仕立て上げたのは誰なのか。それはよく知られているように内田義彦であり、日高六郎である。内田が丸山眞男や大塚久雄を「市民社会青年」と名づけ、日高が丸山と大塚を「近代主義者」に分類したことは、よく知られている¹³⁾。ただ、注意しなければならないのは、内田にしても、日高にしても、「市民社会」という言葉に、社会の分析枠組みとしての社会科学の意味を込めて使っていたわけではないことである。そこに込められていたのは、正統派マルクス主義への思想的（思想といってもせいぜい広い意味での政治イデオロギーにすぎない）距離感といった意味合いであり、あるいは、教条的なマルクス主義と、反共的な自由主義のどちらにも与しない第三の道（「近代主義」）としての政治イデオロギーという含意である。もともと「市民社会青年」も「近代主義者」も、前者は「講座派」理論の圧倒的影響を受けながら、政治的窒息の時代にそれぞれ強い関心¹⁴⁾を共有しながら、「市民社会の歴史的成立」や「市民社会の日常的慣行」を「通過駅」ではなく「下車駅」と考えた者たち¹⁵⁾を指しているのであって、市民社会を社会の分析枠組みと考えた青年たちのことを指していたわけではなかったからである。「市民社会青年」とか「近代主義者」とかいったネーミングの巧みに惹かれて、あたかもそこで分類され整理されている丸山や大塚の議論が現代社会の分析に市民社会という概念を適用しようとしていたかのような錯覚を抱いてしまったとしたら、それは大きな誤りであるだろうし、書いた内田も日高も迷惑に違いない。ただし、石

田の指摘が正しければ、「市民社会青年」の代表である丸山眞男が社会科学的な「概念装置」としては「市民社会」の使用を拒否していたことになるわけで、これはまたこれで内田にとっては皮肉な結果である。

社会の分析枠組みとしては「市民社会」概念の使用を拒否しながら、しかし、社会の構成員を分析する枠組みとしては「市民」概念を積極的に使用するというのは、いささか矛盾している。この矛盾は松下圭一の議論にも顕著である¹⁶。彼の議論によれば、現代社会に市民は登場するが、社会としては大衆社会（あるいは都市型社会）であって市民社会ではない。彼の認識では、「市民社会」というのはあくまで十八世紀のイギリスに限定された社会であって、二十世紀の現代は「大衆社会」（あるいは「都市型社会」）なのである。社会の構成員については、「市民の古典的原型を再生する現代的条件を検討する」という問題意識に基づき、「市民」という分析枠組みの適用可能性が追求されていながら、社会そのものについては、過去との連続性ではなく断絶性が強調され、けっして社会の「古典的原型」の現代化が追求されることはなかった。

以上見たように、丸山や大塚や松下、内田や日高の議論は、一方で「市民」という概念を受け入れながら、他方では、社会形成の概念としては「市民社会」を拒否したり、せいぜい思想的（イデオロギー的）含意でのみ「市民社会」という言葉を用いたりするだけである。だから、それだけの事実でもって彼らを市民社会派と呼ぶことはいささか問題が多いと言わざるをえない。ところが、平田清明の議論は、こうした立場とは明らかに一線を画している。彼にとつて「市民社会」とは過去、現在、未来にわたる社会の普遍的な形成原理であり、当然のことながら社会の分析枠組みでもある。それはもともとヨーロッパで確立された社会形成概念であるとしても、マルクス主義で見失われてきた「市民社会」範疇を復権することを通じて、日本にもその適用の可能性は十分に開かれるはずのものである。というのも、「西欧的知性に宿る市民社会史としての歴史把握を、市民社会そのものの内

在的批判を通じて、真の人類史開花に生かそうとしたことこそ、マルクスに独自なことなのである¹⁸⁾し、そう信じるからこそ、平田は、「そこにうしなわれたものを回復することによって、マルクスに固有な社会Ⅱ歴史認識の再生を保証する端緒を、切りひらこうとする¹⁹⁾」のである。彼の目標は明確であって、マルクス主義における市民社会概念の復権という一点に絞られている。

彼の市民社会論の最大の意義は、市民社会を歴史的な実存概念として復権しようとするのではなく、あくまで論理的な方法概念として理解しようとしたところにある。そのことは、次のような彼の発言の中によく表現されている。「資本家社会成立の以前におけるある一定時点において、市民社会なるものが歴史的に実存したのではない。資本家社会から区別されたものとしての市民社会が歴史的一段階をなすのではない。市民社会段階なるものがそれ自体として存在するわけではない。市民社会という第一次的社会形成の資本家的な第二次的社会形成への不断の転成として、現実的な社会形成が展開するのである²⁰⁾」。

これに対し、彼の市民社会論の最大の弱点は、この方法概念を支える範疇として「個体的所有」を持ち出したことにある。しかも、その際の行論から、彼がこの個体的（個人的）所有を私的所有に対立する普遍的で全体的な所有概念と考えていたことが明らかである。その行論にあたっては、「否定の否定は、勤労者の私的所有ではなくて、資本家時代の獲得物たる、協業と土地をふくむ全生産手段の共同占有にもとづく、勤労者の個体的所有を再建する」というマルクスの一句が最大の手がかりとされた²¹⁾。平田によれば、個体的所有の再建こそが、社会主義の意義であり目標なのである。

だが、ここには大きな誤解がある。私的所有とは、私的領域（公的領域に対立する）で確立した所有（所有名義あるいは所有権）のことである。そもそも所有とは、土地や人身や物象の排他的占有を許す法的擬制に他なら

ないが、ここでは個人を含むさまざまな主体（所有者）を想定することが可能である。所有者が中間団体（家族、企業、地域コミュニティ／NPO等）であっても、すなわち組合や団体であっても、法人であっても、機関であってもいっこうに構わない。私的所有の場合も、所有主体（名義人）は、個人だけとは限らない。同様に、私的所有に対して歴史的に先行する共同所有を考えてみても、ゲルマン共同体のように個人的所有をその中から歴史的に生み出してくる場合もあれば、「アジアやエジプトのように共同体を代表する個人」だけが「土地所有者」となるような場合もある²²。平田が想定する将来の社会（主義）的所有を考えてみても、そこで考えられている所有主体が個人だけとしたら、「資本家時代の獲得物たる、協業と土地をふくむ全生産手段の共同占有」の「法的擬制」²³は、いぶん狭い実現可能性しか与えられないことになってしまう。個人の実存はどのような社会形態の下でも保証されなければならないから、どんな所有形態の下でも個人（個体的）的所有がその一部として実際には成立する可能性をもつ。だから、個人の本性にすべてを還元させて理解しようとするイデオロギー的な立場（個人主義）を無条件に前提とするのでなければ、実体としての個人的所有を、なにか市民社会を独自に特徴づける方法概念であると考えられるのではない。平田の議論では、見失われた範疇として「個体的所有」が提唱された瞬間に、市民社会論の豊かな含意はこの概念の細かな詮索の中に消えてしまう。

総じていえば、平田清明の市民社会論は、大塚金之助から高島善哉にいたる問題意識の流れを通俗化し、矮小化しただけであった²⁴。それは、経済学の社会学化をもたらすどころか、社会（科）学である市民社会論の経済学化、それもマルクス経済学化をもたらしたにすぎなかった。市民社会を『生産様式』・『交通様式』・『消費様式』、そしてそれらの統一としての『再生産様式』という、新たな経済学的範疇において再構成する²⁵という平田の市民社会論の構想は、結局、市民社会の解剖のために経済学が役立てられたのではなく、市民社会の運動を経済活

動に還元し、市民社会論をある種の経済学（いわゆるマルクス経済学）の範疇体系に矮小化する流行を生んだだけであった。そこには、経済学主義の市民社会論は生まれても、大塚や高島が構想した社会科学としての市民社会論は生まれる余地がなかった。平田の問題提起（「市民社会と社会主義」）が当時の日本の思想界に衝撃的な意味を与えたとすれば、それは、ある論者が言うように、戦後日本における伝統的な社会関係への近代の側からの批判と同時に「スターリン主義への批判」を「市民社会」というイメージで人々に想起させたという点にある²⁵。だが、これとても、政治イデオロギー的な意義とは言えても、思想的意義と呼べるかどうかは疑わしい。思想的と呼ぶためには、高島の言うように「貫く棒の如きもの」の存在が問われるべきであり、その場合には平田自身のマルクス主義者としての思想²⁷がどれだけ社会科学の裏づけを有して行われていたかが問われなければならないからである。いづれにしても、市民社会論はマルクス主義の刷新というイデオロギー目的のためだけに狭く理解されてはならない。

市民社会論への三つの社会科学的アプローチ

大塚金之助と高島善哉の念頭にあったのは、社会科学としての市民社会論を構築しようとする現代的要請であり、経済学を起点とするが、経済学に回収されてはならないとする方法的態度であった。これは市民社会への経済学的アプローチと呼ぶことができる。大塚が経済学を市民社会の解剖学と考え、経済学の社会学化を企図したこと、また、高島がそれを受けてイギリスの古典派経済学の中に市民社会論の原型を見ようとしたことは、このアプローチの特徴をよく物語っている。

その成立の経緯についてはすでに述べたので、意義だけを簡単に指摘しておく。四点にまとめられるだろう。第一は、市民こそ生産力の担い手だという認識を強調したこと、それによって市民という近代の人間類型をもつと長い人類史の流れの中に位置づけたことである。当然、市民が主体となる市民社会は、生産力という人類社会を通過する、ある土台や基礎の近代的なあり方（体系）である。

第二の点は、きわめて重要である。市民が身を置く社会関係という認識に立って、このアプローチが市民と階級という二重の視点を堅持・強調したことである。不平等という原理が貫く階級の立場（視点）と、平等を希求し前提とする市民の立場（視点）との相互補完性を高島は強調した⁽²⁸⁾。これは他の多くの市民社会論には見られない高島の市民社会論のユニークな点である。

第三の点は、市民社会と市民制社会の区別の問題に関係する。国民的な、あるいは時代的な特徴や制約を超えた、普遍的な市民社会原理を求めようとしたことである。だから、晩年の高島が「市民社会」というヨーロッパ由来の、歴史的な過去に属す、疎遠とも見える概念を避け、「市民制社会」という新奇な概念に賭けようとしたのは、いかにも彼らしい発想から出たものとはいえ、理解できない話ではない。

そして、最後の点は、その当時、市民運動として大きな脚光を浴びていたさまざまな運動や議論に対してある種の警鐘を鳴らしたことである。高島の言う「市民主義」への批判である⁽²⁹⁾。市民という立場を運動の中で絶対化するような態度、市民の立場が階級の立場や不平等と闘うさまざまな立場と関連することを見ようとしないある種の独善的な意識を高島は初期の市民運動の中に感じ取った。階級的な独善に対するのと同様、市民的な独善に対しても高島は警戒心を抱いたのである。

以上のような市民社会への経済学的アプローチに対し、市民社会への政治学的アプローチとも呼ぶべきものが

カナダの政治学者C・B・マクファーン(一九一一—一九八七)によって展開されている。⁽³⁰⁾マクファーンは、その衝撃的な問題提起の書『所有的個人主義の政治理論』で、十七世紀のイギリスの政治思想が「所有的個人主義 (possessive individualism)」という「統一的仮定」を内に秘めていること、「市場社会の現実の諸関係と実質的に対応しているこれらの仮定は、一七世紀において自由主義理論にその強みを与えたものであったということ、しかし一九世紀になって、市場社会の発展が、所有的諸仮定から自由主義理論を演繹するための一定の必要条件を破壊したのに、他方まだ社会はそれらの仮定にきわめて密接に順応してそれらが放棄されなかつたので、それらはこの世紀には、この理論の衰弱の源泉となったということ」等を論証しようとした。⁽³¹⁾ここで彼が言う「所有的個人主義」とは以下のような考え方を指す。すなわち、「個人は一つの道徳的全体としてでもなければ、なおまた、より大きな社会的全体の部分としてでもなくて、自己自身の所有者 (owner) であるのみなされた。所有 (ownership) の関係は、ますます多くの人たちにとって、彼らの全可能性を実現する現実的自由と現実の見通しとを決定するところの、きわめて重要な関係となったので、個人の本性の中にさかのぼって読み込まれた。個人は、自己の身体と諸能力の所有者であるゆえに自由であると考えられた。人間の本質は他人の意志への依存からの自由であって、自由は所有 (possession) の関数である。社会は、諸個人自身の諸能力の、および彼らがそれらを使用して獲得したものの所有主として、相互に関係させられた無数の自由平等な諸個人となる。社会は所有主間の交換の諸関係から成り立つ。政治的社会は、この所有の保護のためと、秩序だった交換関係の維持のためとの、計画された装置となる。⁽³²⁾」

マクファーンの議論によれば、市民が享受する自由も権利も義務も、あるいは市民社会の形成原理そのものも、個人が所有主であるという仮定、つまり所有的個人主義によって「強力に形成されている」⁽³³⁾。その際に忘れて

ならないのは、この所有的個人主義があくまでもイデオロギー的な「仮定」にすぎないという点である。そして、それが「市場社会の現実の諸関係と実質的に対応している」以上、市場社会の歴史的發展に伴って、この「所有的個人主義」の仮定を当初成立させていた歴史的条件は失われるのであり、仮定そのものも実質的な機能不全に陥ることになる。あるいは、市場社会が現実発展し、「労働者階級の政治的発言力の強化」³⁴がもたらされるに伴って、「所有的個人主義」のイデオロギー性は自ずと暴露されることになる。二十世紀のディレンマはまさにこうした可能性が現実化したところに見られるわけであり、それはそもそも「労働に基づく所有」（＝個体的所有）というイデオロギー的仮定が抱えていた歴史的かつ論理的な限界の現れと考えられるべきなのである。マクファーンの議論の最大の意義は所有的個人主義に潜むこうした根本的な難点を明らかにしたことである。

他方、この議論では、市場社会が迎えた戦後の発展、とくに福祉国家の下で迎えた市民社会の成熟と拡充を十分にとらえることができない。たしかにマクファーンが言うように、「市場社会の成熟化は、政治的発言権をもつすべての人びとのあいだにおいて、所有的個人主義の諸仮定から自由主義国家にたいする義務を演繹するための必要条件たるあの凝集力を消し去った」³⁵のであり、「われわれは今や、所有的市場経済においては、自由民主主義的国家にたいする義務についての妥当な理論を期待できないということが帰結される」³⁶のであるが、だからといって、戦後の市場社会が凝集力を完全に失ったかといえば、必ずしもそうとは言えない。戦後の市場社会は社会的権利の拡充を通して市民に教育・医療・福祉といった社会サービスの提供を約束し、そうすることを通じて新たな凝集力の確保を可能にした。市民社会は新たな成熟段階に到達したのであり、ここにおいて、市民社会をとらえる新たなアプローチの必要性が明らかになる。

市民社会に対する第三の社会科学的方法として、社会学的方法と称すべきものがイギリスの社会

学者T・H・マーシャル(一八九三—一九八一)の「シティズンシップ(citizenship)」論の中に見ることが出来る⁽³⁷⁾。彼の議論の意義は、シティズンシップの要素とその進化についての大胆な定式化により、市民社会の現代に続く史的発展の大まかな見取り図を描いたことである。

そもそも「シティズンシップ」とは、マーシャルによれば「共同体の完全な成員に与えられる地位身分」のことであり、「この地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である」⁽³⁸⁾。シティズンシップは、市民的権利、政治的権利、社会的権利の三つの要素から成り立ち、それぞれは歴史的な継起的段階を画して発展してきた。「人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利」を内容とする市民的権利は十八世紀に成立した⁽³⁹⁾。それに続き、「政治的権威を認められた団体の成員として、あるいはそうした団体の成員を選挙する者として、政治権力の行使に参加する権利」である政治的権利は十九世紀に成立した⁽⁴⁰⁾。最後に「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を完全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至までの、広範囲な諸権利」という社会的権利は二十世紀になって再確立された⁽⁴¹⁾。こうして、マーシャルの議論は、広い意味での経済共同体である市民社会の形成原理を探り当てただけでなく、その歴史的発展をシティズンシップの構成要素の継的な成立を通して鮮やかに定式化することに成功したのである。マーシャルの定式化以降、社会のさまざまな分野で新たに発見される不平等(例えば、ジェンダーにまつわる)や差別(例えば、人種にまつわる)は、このシティズンシップの拡張・拡充・拡大(縮小・縮減・廃絶ではなく)を通じて、克服されるべきものであり、少なくとも一般にはそう理解されている。

市民社会概念の現代性

本稿はようやく最後の問いにたどりついた。つまり、市民社会という概念は、その古典的な含意を残したまま、現代性を確保できるか。それは現代にも適応可能なのかどうか。いくつかの観点から、この問題を考えてみよう。

第一に、市民社会の本質規定という観点から考えてみたい。というのも、石田雄が「市民社会という分析枠組み」に対して次のような本質的「疑問」を述べているからである。⁽⁴⁾ 石田によれば「ハバーマスが…… bürgerliche Gesellschaft と区別して、Zivilgesellschaft という新しい概念を提示したことを考えに入れると、今日『市民社会』というところの両者の区別が不明確になるおそれがある」。むしろ『市民社会』という概念を使うよりも、要請としてはなく、つねに不平等な権力状況の中に位置づけられているから、各個人の発言が意味のある討議を引き起こすためには、この権力状況を考慮した是正措置が絶えず必要となるからである。石田の懸念は、要するに、市民社会と言ってしまうと、『市民社会』の成員の中にある異質性——しかも急速に増大する傾向にあるさまざまな格差——を見逃す危険性」が生じかねないということにある。これは、市民社会の本質規定に関わる、もつともな疑問である。

だが、こうした疑問や懸念は、市民社会論の源流ともいうべき高島善哉や大塚金之助にとっては、想定内の問題であり、基本的には解決済みの問題である。というのも、彼らは、近代社会を二重性において、つまり階級社

会と市民社会という二重性を備えたものとして当初から考えていたからである。つまり、近代社会では、不平等と対立を原理とする階級社会の側面と、平等と共同性を原理とする市民社会の側面とは葛藤を演じつつ、二者闘争的な編成原理を表現しているからである。高島は、すでに述べたように、それを「市民の立場」と「階級の立場」の葛藤、そして両者の相補性という形で主張している。したがって、市民社会という本質規定は当初から近代社会の一面を物語るにすぎないのである。ただ、この一面から近代社会の歴史的特徴が見えてくることもまた事実である。例えば、それは、近代の市民社会を古代の市民社会と対比してみたときにはつきり浮き彫りにされる。経済領域と政治領域の分離、公的領域と私的領域の分離を背景に、市民社会から政治機能が排除ないし抽出されて、それが観念的共同体としての国家へと集約される。こうした事態は近代に特有であり、古代の市民社会には見られない。近代の市民社会がなによりも経済社会であったという事実、それが本来、私的利害を追求する場として存在し、国家から切り離された存在であったという事実、内部に階級対立の芽を孕みながらも国家に對してはある種の共同性を代表してきたという事実は、こうした近代市民社会の本質に由来する⁽⁴³⁾。

ただ、現実的に考えれば、公的領域（国家）と私的領域（市民社会）の分離は、それぞれの相互浸透を伴う。社会は「公共圏」の拡大を通じて、国家の公的領域へと進出し、逆に国家は市民社会への介入を通じて、ますます私的領域への浸透を強めていく。だから「公共圏」の拡大という一般に観察された事実は、市民社会の成熟と発展（その一方で、国家の社会介入）の中で生まれ、またそのようなものとして理解されるべきものであって、これがなにか分析枠組みとしての市民社会概念の無効を意味するわけではない。

第二に、市民社会における社会関係の特質と根拠という観点から、市民社会概念の現代化の可能性を考えてみたい。

メーンの「身分から契約へ」という命題は、近代社会の成立根拠の歴史的転換を一言で表現するものとして、広く知られている。ただマーシャルも言うように、「身分も契約も、最も原始的な社会を除くすべての社会に存在するから」⁽⁴⁴⁾、この命題を額面どおりに受け取ることとはできない。むしろ、近代的契約の歴史的特質を考えてみるとが必要となる。そこで近代的な契約と封建的な契約との違いを考えてみると、前者が「自由な合意という内実」⁽⁴⁵⁾を持ち、後者がそれを前提にしていないという事実⁽⁴⁶⁾に思い当たる。このことは、市民社会の社会関係が他人から強制されて取り結ばれた社会関係ではないということ、それへの参加が自己の利益になることを市民がおの納得した上で、彼らが社会関係を自発的に取り結ぶということを意味する。つまり、市民社会は、強制された社会関係ではなく、人々の自発性や彼らの自己利益に訴えることにより成り立つ社会関係だということである。

もちろん、合意に基づく社会契約の背後には、権力をめぐる不平等が隠されている。マーシャルが言うように、「近代的な契約とは本質的には、地位身分において自由かつ平等な——だからといって権力においては必ずしも平等ではない——人びとのあいだの合意である」⁽⁴⁶⁾からである。この不平等が社会を分裂に追いやり、その凝集性を失わせる。言うまでもなく、社会の危機は、市民社会の平等や共同性と、それを脅かす階級社会の不平等や対立との葛藤の中から生まれるのであるから、社会の凝集力の育成を怠れば、社会の潜在的な分裂傾向はますます拡大し、国家はその支えを失う。国家は社会の凝集力、結集力、統合能力に支えられて成り立つものだからである。

社会が凝集力を維持している限り、社会構成員の自発的な合意に基づく社会関係は安定しており、国家との間に生じる一定の義務も国民である市民によって円滑に遂行される。国民と市民の幸福な結婚が、国民国家と市民社会の幸福な結婚を保証しているのである。市民が国家に対して果たす義務は憲法に明記されており、憲法は国

民が市民として持つ権利を明記することで、市民と国家の契約関係を法的に追認している。わが国の新憲法では、教育と勤労と納税の三大義務が国民の権利としても銘記され、国家と市民社会の契約関係を直接に表現している。これに対し、旧憲法では、納税と兵役の二大義務が、市民ではなく臣民に対して、一方的な関係で、つまり社会契約なしに課せられている。

第三に、市民社会の平等性を保証する場や制度という観点から問題を考えてみたい。市民社会がその凝集性を保ち、国家との社会契約を円滑に履行するためには、平等性を保証する社会的な場や制度を確保することが最重要課題となる。市民社会の現実的發展は、この場と制度を創出することで初めて可能となる。過去を振り返ってみても、経済的には法廷や市場が、政治的には選挙や議会が、社会的には教育や医療や介護といった福祉制度や社会サービスが市民社会の確立にとって戦略的な要とも言うべき位置を占めていたことに気がつく。なぜなら、歴史を見るかぎり、そこで市民権、政治権、社会権が形成され、制度的に保証されたことは確かだからである。市民社会の現実的發展は、こうした社会部面の絶えざる制度化を通じて行われているのである。

第四に、市民社会をその支配的イデオロギーという観点から考えてみよう。近代市民社会の歴史的發展を振り返ってみると、そこには各発展段階に固有な支配的イデオロギーの成立が見られる。また、現在に視点を据えてみれば、それらは市民社会の各領域を支配する部分的イデオロギーとして、全体との連関を保って体制維持機能を果たしている。

例えば、市民社会の経済部面を支配するイデオロギーは、マクファアソンの言う「所有的個人主義」である。このイデオロギーの下では、個人は所有者として互いに対等な市場参加者であり、他人の意志への依存から自由な経済主体であると仮定されている。しかし、この仮定には固有の難点が含まれる。一物一価の市場で対等な関

係を取り結ぶことができるのは、所有者に限られる。非所有者はそこから排除される。すべての人が所有し、すべての人が平等な関係を取り結べるという想定は、すべての人が平等に持っている所有物についてのみ言えることである。

だからこそ、ロックはこの仮説を説明するに際して「労働力」を持ちだすのである。すべての人は自分の労働力を所有しており、しかもその所有権は、彼が奴隷や農奴でないかぎり、誰に対しても譲渡することはできない（賃労働者でさえ、一定の時間に限りしか譲渡することができない）。この所有が確保される限り、それを持ち込む市場で、すべての人は対等の関係を保証されるのである。⁽⁴⁷⁾ たしかに、これはその通りである。しかし、市場が成熟すれば、所有の対象物は労働力だけではなくなる。労働力など、ある意味では、見る影もない、ささいな所有対象に成り下がる。もつと巨大な、労働力を圧するような所有対象、すなわち「資本」が登場する。そのような段階に市場が到達すれば、ロックの仮説は、額面通りの自由と平等をすべての人に約束しないことは明らかである。個人的所有のイデオロギーは、市場に持ち込まれる所有が労働力だけだった場合にかぎり成り立つ仮説にすぎないのである。

市場の成熟は、労働力の所有者ではあっても、労働力以外にはなにも所有しない無産者大衆（プロレタリアート）を生み出す。マルクスの言う「市民社会のどんな階級でもないような市民社会の一階級」である。⁽⁴⁸⁾ 他方、この大衆の労働力を安く買い叩く巨大な資本所有（および有産者）がその対極に生み出される。市民社会から排除された階級が市民社会への参加を求めて異議申し立てを行うとき、市民社会は深刻なディレンマに陥る。市民社会が迎えた第一の危機はこれである。市場の発展を背景に、そこから疎外・排除されてしまう人々が起こす異議申し立ての運動は、社会主義の勃興であれ労働運動の興隆であれ、この危機を象徴する。

しかし、この危機は普通選挙権の付与により、あるいは代表民主主義の制度化により、労働者階級の戦闘性を抑え、彼らを政治的に統合することで克服される。一人一票の参政権を人々に普遍的に与えることで市民社会はもう一步の前進を可能とする。代表民主主義という理念はこの段階にさしかかった市民社会を支配する政治的イデオロギーの核心である。だが、一物一価の市場部面で成り立つ所有的個人主義と同様、一人一票の政治部面で成り立つ代表民主主義にも、ある難点がつきまとう。

等しく参政権を保証されながら、一方には、より多く政治的な利害が代表されるような人々がいる。他方には、社会的にも光のあたらない政治的弱者が生まれる。政治的な資源をより多く、より有利に動員できる人々が生まれる一方、そうした動員体制から排除されたり、疎外されたりする人々が生み出される。これもまた代表民主主義の日々の現実である。市場が平等の権利を形式的には保証しながら、しかし実質的には不平等を生み出してしまうのと同じように、政治の現実も、権力の配分であれ、利害の政治的代表であれ、平等が実現しているとは言えない。代表民主主義は、国家権力を少数のエリートの手に乗ね、彼らの権力行使を支える制度的保証になつてしまふ危険性をつねに抱えている。市民社会はこの第二の段階に立ち至っても、その中から不平等を撲滅することができないのである。

そうした疎外された人々を再度、社会の中に統合するのが、福祉国家、あるいはそれを支える「福祉資本主義」の理念である。⁽⁴⁹⁾ こうした福祉国家も、資本主義を基礎にしている以上、右肩上がりの成長が続いている間は、ある程度まで福祉の供給を約束することができた。戦後の一時期がそうであった。しかし、もはや戦後資本主義の黄金期が終わると、福祉国家の後退、あるいは福祉国家の揺らぎが喧伝されるようになり、戦後約束された教育や福祉や医療の平等な配分原理の再編や再考が求められるようになってくる。これは市民社会の第三の発展段階

が引き寄せたある種の危機である。

市民社会のイデオロギーの変遷は、現実の長い歴史の中で市民社会が迎えた危機とその克服のプロセスを反映したものと考えることができるだろう。

第五、そして最後に、市民社会の歴史的発展のダイナミズムという観点から問題を考えてみよう。市民社会が歴史的に迎えた危機とその克服は、形式的には以下のようなプロセスを経て発展してきたように思われる。すなわち、格差の拡大↓平等の後退↓凝集性の喪失（統合機能の減退）↓平等回復のための新たな場の開拓という流れである。

社会的格差の拡大が続けば、当然のことながら不平等が拡大する。それとともに市民の間に不公平感が高まり、長い目で見れば、それが社会の統合機能を後退させることにつながる。市民の平等性を根拠に成り立っていた市民社会の凝集性が失われていく。それとともに市民社会の凝集性を基盤に成り立っていた国家もその影響を受けてさまざまな形での危機を迎える。当然、この事態に対して、二つの対応が考えられる。一つにはいまここにある不平等とたたかうことである。もう一つは平等回復のための新たな場あるいは原理を模索することである。現在の日本の社会が迎えている格差の問題は、こうした課題を問題提起していると考えられる。

市民社会が陥ってきた過去の危機に対する理解を踏まえ、市民社会が直面する現在の危機に目を向けることが必要である。有産者対無産者の対立を象徴する第一の危機（社会主義の勃興）に続いて、第二の危機（全体主義の勃興）が存在した。民主主義対全体主義（ファシズム）という二つの陣営に分かれて戦った先の大戦は、この第二の危機の象徴であった。第二次世界大戦によって守られたものは、まさに市民社会の理念であったと言っても過言でない。その市民社会は戦後、福祉国家の理念の下で、それまで医療や教育や福祉から著しく疎外されて

いた人々を市民として新たに統合することに成功した。それにより市民社会はもう一步の前進を遂げることが可能となった。ところが、いま右肩上がりの成長が終わり、福祉の見直しが叫ばれている中で、福祉国家の後退が起こっている。まさに現在の福祉国家の危機は伝統的な市民社会が歴史的に迎えた第三の危機なのである。

以上、五つの観点から問題を考えてみた。それにより、先の問いに対して暫定的ながら答えを出すことができる。市民社会という概念は、その古典的な含意を残したまま、現実性を確保できるか。確保できる。それは現代にも適応可能であるか。適応可能である。これが答えである。

おわりに

市民社会に危機をもたらすものは一体何なのだろうか。ここに至って改めて、高島善哉が提起した「市民の立場と階級の立場」の議論、市民社会と階級社会の二重性の議論、平等と不平等という二者闘争的な編成原理を思い起こしてみる必要があるだろう。つまり、人類史が近代以降獲得してきた市民社会という平等性の原理がいま脅かされてようとしているとすれば、それを行っているものには不平等の原理以外にあり得ない。そうした不平等の原理を必要としている社会状況があるとすれば、そうした社会状況と対決することなく、あるいはそれを克服することなくして市民社会を守ることとはできない。そのためにも、市民社会と階級社会の二重性という、あまり日本では受け入れられることがなかったこの問題提起を改めて振り返り、平等性を危機に追い込む不平等の拡大に対して、われわれはどう現実的に立ち向かっていくかを考えなければならぬ。それこそが昨今の格差論議の彼方に控える真の問題であると言えるだろう。

【注】

- (1) 高島善哉については、『高島善哉著作集』全九巻、こぶし書房、一九九七—一九九八年を参照。
- (2) 同上『著作集』、第九巻
- (3) 高島善哉『大塚金之助先生と一橋の学問』（橋間叢書 第五二号）、一橋の学問を考える会、一九八六年、非売品、同『市民制社会と一橋の学問』（橋間叢書 第五七号）、一橋の学問を考える会、一九八七年、非売品。以下、引用はこの二つのパンフレットから。
- (4) http://www.josuiikai.net/nendokai/dec-club/sironbun/2005_Mokuji.htm
- (5) 大塚金之助については、『大塚金之助著作集』全一〇巻、岩波書店、一九八〇—一九八一年を参照。
- (6) 籠城事件とは、大学昇格後の一九三一年に、当時の政府による予科と専門部の廃止の動きに対して、教授会が反対決議をあげ、学生は学生大会の決議を背景に校舎に籠城し、廃止の動きを阻止した事件、白票事件とは、一九三五年に杉村広蔵助教授の学位申請論文に教授会で大量の白票が投じられたことをきっかけに、学園を二分する対立が顕在化した事件、名称変更は、一九四四年、戦時体制下の商業教育否定論に圧される形で行われた。これらの点については、一橋大学学園史刊行委員会編『一橋大学百二十年史』一橋大学、一九九五年を参照。
- (7) 大塚は一九一九年にアメリカのコロンビア大学に留学、その後イギリスのロンドン・スクール・オブ・エコノミックスを経て、一九二〇年から一九二三年までドイツのベルリン大学に留学していた。
- (8) 高島は後年インタビューに答えて次のように語っている。「福田ゼミナールに入って、最初の一年のときにはプロゼミナールといましたね。あとの二年が本ゼミでした。プロゼミ一年終わったときに、福田さんがソ連の招きを受けてモスクワへいったんです。それで一年間休講だからわれわれはみんな大塚ゼミに一時引き取られた。その前

- に大塚さんが留学から帰ってきていたものだから、例えば山田雄三君なんかもぼくと一緒に入ったわけです。ところが福田先生が帰ってきたときに、山田君は福田さんのところへ戻ったけれども、ぼくは大塚さんのところにとどまった。」高島善哉(述)、本間要一郎・清水嘉治(聞き手)「私の経済学を語る」『エコノミスト』一九八〇年四月一日、八二〜八三頁(高島善哉『人間・風土と社会科学』秋山書房、一九八五年、所収)
- (9) 以下の引用は、石田雄・姜尚中『丸山眞男と市民社会』世織書房、一九九七年(討論の部分を除き、石田雄『丸山眞男との対話』みすず書房、二〇〇五年に所収)から。
- (10) 同上書、九五頁
- (11) 同上書、九五〜九六頁
- (12) 同上書、九六頁
- (13) 内田義彦『日本資本主義の思想像』一五三頁、追記を参照、日高六郎編『現代日本思想大系 34 近代主義』筑摩書房、一九六四年
- (14) 内田、前掲書、三九〜四〇頁
- (15) 日高、前掲書、八〜一二頁、二八頁
- (16) 彼の数ある著述のなかで、とくに挙げるとすれば、松下圭一「市民」的人間型の現代的可能性」および「日本における大衆社会論の意義」(松下圭一『現代政治の条件』増補版、中央公論社、一九五九年、XIおよびXII)
- (17) 松下、同上書、二二八頁
- (18) 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、一九六九年、五〇頁
- (19) 同上書、五一頁

- (20) 同上書、五三頁
- (21) 同上書、一〇五〜一〇六頁
- (22) マルクス「資本論」(第三卷第三章)ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス・レーニン主義研究所編(大内兵衛・細川嘉六監)『マルクス・エンゲルス全集』(以下『全集』)第二五卷、大月書店、八一八〜八一九頁
- (23) 同上書(第三卷第三章)『全集』第二五卷、八一九頁
- (24) 平田の問題提起に当時接した水田洋はその印象を次のように語っている。「高島ゼミで育ったものにとっては、この本は、個々の点について漠然と考えていたことを論証されたという印象はあっても、とうてい衝撃的とはいえないかった。」(水田洋「平田清明―薩摩藩家老の後裔」『情況』一九九五年五月、一三〇頁)
- (25) 平田、前掲書、五六頁
- (26) 村上俊介『市民社会と協会運動』御茶の水書房、二〇〇三年、一六頁
- (27) 平田の生涯に対しては以下のような辛辣な評価があるだけに、この点を見過ごすことはできない。「かれ(平田清明)は市民社会について書いたけれども、その生きかたは、市民社会とは無関係であった。」(水田、前掲論文、一二二頁)
- (28) 高島善哉『現代国家論の原点』新評論、一九七九年、第五章(『高島善哉著作集』第八卷、こぶし書房、一九九七年、第五章)、同『時代に挑む社会科学』岩波書店、一九八六年、二六八〜二七一頁(『著作集』第九卷、一九九八年、二六六〜二七一頁)
- (29) 高島『時代に挑む社会科学』の第六章は「市民主義の超克」と題されている。
- (30) C.B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism*, Oxford University Press, 1962 (C・B・

- マクファアソン（藤野渉・将積茂・瀬沼長一郎訳）『所有的個人主義の政治理論』合同出版、一九八〇年）
- (31) *Ibid.*, p.4 (同上書、一三頁)
- (32) ～(33) *Ibid.*, p.3 (同上書、一三頁)
- (34) *Ibid.*, p.271 (同上書、三〇四頁)
- (35) ～(36) *Ibid.*, p.275 (同上書、三〇九頁)
- (37) T.H.Marshall and Tom Bottomore, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press, 1992 (T・H・マーシャル、トム・ボットモア（岩崎信彦・中村健吾訳）『シティズンシップと社会階級』法律文化社、一九九三年）
- (38) *Ibid.*, p.18 (同上書、二七頁)
- (39) *Ibid.*, p.8, p.10-2 (同上書、一五頁、二〇～四頁)
- (40) *Ibid.*, p.8, p.12-3 (同上書、一五頁、二四～七頁)
- (41) *Ibid.*, p.8, p.13-7 (同上書、一六頁、二七～三五頁)
- (42) 石田、前掲書、三七～九頁（石田『対話』、一七九～八〇頁）
- (43) 市民社会の本質規定については、拙稿「市民社会の帝国主義」『一橋社会科学』創刊号、二〇〇六年を参照。
- (44) ～(46) Marshall, *op.cit.*, p.21 (マーシャル、前掲邦訳、四四頁)
- (47) John Locke, *Two Treatises of Government*, 1772 (ジョン・ロック（鵜飼信成訳）『市民政府論』岩波文庫、一九六八年）
- (48) マルクス「ヘーゲル法哲学批判序説」『全集』第一巻、四二七頁
- (49) これについてはエスピノーア・アンデルセンの議論を参照。Gøsta Esping-Andersen, *Social Foundations of Postin-*

Industrial Economics, Oxford University Press, 1999 (エスピノーア・アンドルセン (渡辺雅男・渡辺景子訳) 『ポスト
工業経済の社会的基礎』桜井書店、二〇〇一年)

(一橋大学大学院社会学研究科教授)